

阪南市市民協働推進委員会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、阪南市市民協働推進委員会条例（平成 28 年阪南市条例第 27 号）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(委員構成)

第 2 条 阪南市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の委員構成は、次によるものとする。

- (1) 学識経験のある者 2 人以内
- (2) 公共的団体等の代表者 5 人以内
- (3) 市民 3 人以内

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。